

令和8年度 東松山市地域猫活動団体募集について

地域猫活動団体募集とは？

埼玉県では、動物の殺処分ゼロの取り組みとして、地域猫活動を推進して参りました。本市でも「東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱」を定め、地域猫活動を行う団体に補助を行います。

補助を受けるにあたっては、STEP1で市から『対象区域』の指定を受け、指定を受けた後にSTEP2の補助金の申請となります。

STEP 1

市指定区域となる地域猫活動団体の募集について

1 募集团体数について 1団体

2 応募受付期間について

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで

※土日及び祝日は除外

3 応募条件について

地域猫活動に取り組む自治会又は動物愛護団体で次の（1）～（4）をすべて備えた団体となります。

- （1） 市内に事務所等の活動拠点があること。
- （2） 運営規約、会則等を有し、複数名で構成されていること。
- （3） 政治活動、宗教活動又は営利を目的としないこと。
- （4） 地域猫活動を3年以上継続して行うことができること。

4 申込書類について

（1）～（5）の書類を環境政策課にご提出ください。

（1） 東松山市地域猫活動団体申込書（別紙1）

※後日、運営規則又は会則の写し・補助対象団体の構成員名簿を提出していただきます。

- (2) 地域猫活動事業計画書（様式第2号）  
※活動地区を住宅地図等で区画を明確に示してください。  
※飼い主のいない猫の状況を確認したいため、頭数と被害状況を明確に記入してください。
- (3) 活動経費の内訳書（様式第4号）  
※経費区分に補助対象経費
- (4) 給餌及びトイレの場所を示した図面  
※住宅地図等で示してください。  
※後日土地所有者の承諾書を提出していただきます。
- (5) 事業に対する自治会長等の同意書（様式任意）

## 5 選考について

地域猫活動のため、地域の理解状況・活動場所・被害状況等を基に1団体を選出いたします。選考結果は文書にてお知らせします。

## STEP 2

対象区域として市から指定された場合について（補助金の申請）

### 1 補助金の申請について

#### (1) 申請書類について

- ①東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ②地域猫活動事業計画書（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④活動経費の内訳書（様式第4号）
- ⑤給餌及びトイレの場所を示した図面
- ⑥土地所有者の承諾書
- ⑦運営規約又は会則の写し
- ⑧補助対象団体の構成員名簿
- ⑨事業に対する自治会長等の同意書
- ⑩その他市長が必要と認める書類

## 2 補助金額

- (1) 補助額 1 団体当たり 10 万円 (上限)  
※ただし予算の範囲内となります。  
また、概算払いとなります。
- (2) 補助期間 補助金の交付対象となる経費については、市の交付決定日以降のものが対象となります。
- (3) 補助金の交付対象となる経費  
補助金の交付対象となる経費一覧のとおり

### 補助金の交付対象となる経費一覧

補助対象経費	補助対象経費の内容
(1) 捕獲費	捕獲箱等捕獲用具購入費用等
(2) 不妊去勢費	不妊去勢手術費用
(3) 病院搬送費	ガソリン等燃料購入費用
(4) 飼料費	餌及び給餌用具購入費用
(5) トイレ施設整備費	トイレ資材及び清掃用具購入費用
(6) 地域猫活動啓発費	啓発品作成用具購入費用、腕章、チラシ等作成費用
(7) 保険費	ボランティア保険加入費用
(8) 捨て猫防止対策費	チラシ・看板等作成費用
(9) その他市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認める費用

## 3 その他

補助対象事業の完了後 30 日又は補助金の交付を受けた日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日に実績報告書の提出があり、補助金の精算をします。